



27 環 対 第 116 号
平成 27 年 10 月 13 日

三菱地所株式会社
代表取締役 杉山 博孝 様

名古屋市長 河 村 た か し

「(仮称) 名駅三丁目計画」建設事業に係る環境影響評価その他の
手続の再実施について (通知)

平成 27 年 10 月 1 日付けで提出されましたみだしの事業の事業内容の変更の
届出について、名古屋市環境影響評価条例第 31 条第 3 項の規定に基づき、当該
変更後の対象事業について環境影響評価その他の手続の全部又は一部を再度行
う必要があるか否かを下記のとおり判断しましたので、その結果を通知します。

記

名古屋市環境影響評価条例第 4 章に規定する環境影響評価の手続の全部並び
に第 5 章に規定する工事着手届及び事後調査計画書 (工事中) の手続を再度行
う必要はない。

(環境局地域環境対策部地域環境対策課 TEL972-2697)

「(仮称) 名駅三丁目計画」建設事業の事業内容変更についての届出に対する市長の判断

1 変更前の当該事業の環境影響評価について

(1) 環境影響評価書における内容等

当該事業は、平成 23 年 10 月 18 日に環境影響評価書、平成 24 年 9 月 13 日に事後調査計画書（工事中）が提出されている。環境影響評価書における事業計画（概略）は、以下のとおりである。

【事業名称】	「(仮称) 名駅三丁目計画」建設事業
【事業予定地の位置】	名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号、27 番 5 号 他
【地域・地区】	商業地域、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区、景観形成地区、都市再生緊急整備地域
【主要用途】	事務所、店舗、駐車場
【階数・高さ】	地下 4 階、地上 34 階、塔屋 1 階、高さ約 180m
【基礎底】	G.L. 約-29m
【構造】	鉄骨造（地上）、鉄骨鉄筋コンクリート造（地下）
【事業予定地の区域面積】	約 9,150m ²
【延べ面積】	約 150,000m ²
【駐車台数】	約 330 台
【日最大利用者数】	平日：約 43,000 人、休日：約 20,000 人

(2) 環境影響評価書における環境項目

上記の事業計画に係る環境影響評価書における環境項目は、以下のとおりである。

○大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）	
○騒音（建設作業騒音、工事車両騒音）	○振動（建設作業振動、工事車両振動）
○地盤（地下水位、地盤変位）	○景観（地域景観）
○廃棄物等（建設系廃棄物、事業系廃棄物）	
○温室効果ガス等（温室効果ガス、オゾン層破壊物質）	
○風害（ビル風）	
○日照障害（日影）	○電波障害（テレビジョン放送電波等）
○安全性（交通安全）	○緑地等（緑地の状況）

2 事業計画の変更の内容

当該事業における変更の内容は、設計作業の進捗に伴い、建築物の高さを減少するとともに、形状を一部変更するものである。

事業の諸元	変更前	変更後	変更内容
建築物の高さ	約 180m	約 175m	約 5m減少する
形状			低層部の一部の形状を変更する

3 事業計画の変更に伴う環境影響評価について

(1) 環境影響評価の項目及び予測・評価手法について

当該事業に係る事業計画の変更の内容により、新たに環境影響評価の項目として追加すべき環境要素はなく、また、予測・評価手法についても変更はないと考えられる。

(2) 当該変更に係る環境への影響の程度について

(ア) 存在・供用時における大気質、風害について

供用時の大気質については、事業内容の変更の届出の別添資料に示されているシミュレーション結果のとおり、環境への影響の程度は変更前と比較し、同等となると考えられる。

また、風害については、同資料に示されているシミュレーション結果のとおり、建築物の高さの変更、形状の一部変更により風環境ランクが上昇または下降する地点が見られるものの、周辺地域における風環境に大きな変化はないと考えられる。

(イ) その他の各環境影響評価項目について

建築物の高さの減少及び形状の一部変更により、環境影響評価書において予測、評価が行われたすべての環境影響評価項目について、事業計画の変更後の環境への影響の程度は、変更前と比較し、同等またはそれ以下となると考えられる。

4 変更後の対象事業に係る環境影響評価の再手続についての判断

今回の事業計画の変更では、名古屋市環境影響評価条例第31条第3項に基づき、同条例第4章に規定する環境影響評価の手続きの全部並びに第5章に規定する工事着手届及び事後調査計画書（工事中）の手続きを再度行う必要はないと判断する。

名古屋市環境影響評価条例（抄）

- 第31条** 事業者は、第10条の規定による告示が行われてから第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の告示が行われるまでの間に第9条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、変更予定年月日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出には、当該届出の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出の日から起算して規則で定める期間内に、当該変更後の対象事業について第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があるか否かを判断し、その結果を当該事業者に通知するものとする。
 - 4 前項の場合において、市長は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
 - 5 市長は、第3項の規定による通知をしたときは、その旨を告示し、第1項の規定による届出及び当該通知の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 6 事業者は、第3項の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要がある旨の通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。
 - 7 第25条の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第25条中「告示」とあるのは「告示（同条の規定による告示が行われ、かつ、第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が再度行われた後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。